

別 紙

答申第 13 号

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

山形県警察本部長の判断は妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経緯

1 審査請求人は、平成 16 年 11 月 29 日、山形県情報公開条例（平成 9 年 12 月県条例第 58 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定により、山形県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成 12 年度分の警察本部少年課及び交通指導課の捜査報償費（県費）支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類全て」の開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、生活安全部少年課（以下「少年課」という。）及び交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）が保有する平成 12 年度分の捜査活動報償費の支出に関する書類である現金出納簿、証拠書類表紙、報償費総括表、報償費支出伺、支払精算書、報償費交付書兼支払精算書、支払精算報告書、支払伝票、立替払報告書、返納決議書及び返納決議書にかかる領収書の 11 種類の公文書（以下「本件公文書」という。）を特定したうえで、以下に掲げる「(1) 開示をしない部分」を除いて公文書を開示する旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、「(2) 開示をしない理由」を付して、平成 16 年 12 月 13 日付け広第 34 - 1 号公文書一部開示決定通知書により、同日、審査請求人に通知した。

#### (1) 開示をしない部分

現金出納簿のうち、捜査活動報償費の交付を受けた職員の氏名（警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある者に限る。）

現金出納簿のうち、取扱者における捜査活動報償費の差引残高並びに支払合計額及び差引残高合計額

現金出納簿のうち、取扱者における職員への捜査活動報償費の交付年月日、交付を受けた職員の階級、氏名、交付事由、支払金額及び差引残高

報償費総括表のうち、前月より繰越額、本月支払額、残額、前月末未精算額を本月精算した結果返納額又は追給額（ ）及び本月概算交付し翌月に精算した結果の返納額（ ）又は追給額

報償費支出伺、支払精算書、報償費交付書兼支払精算書、支払精算報告書、支払伝票及び立替払報告書の全部

(2) 開示をしない理由

(1)の 及び のうち捜査活動等に従事する職員の氏名及び印影（警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある者に限る。）並びに捜査協力者等の住所、氏名その他特定の個人が識別され得る部分について、条例第6条第1項第2号該当（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため。）(1)の 、 、 及び について、条例第6条第1項第4号該当（開示をすることにより、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。）

3 審査請求人は、本件処分を不服として、平成17年2月7日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、山形県公安委員会に対し審査請求を行った。

4 平成17年3月11日、山形県公安委員会は、条例第11条の規定により、山形県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、意見書及び口頭意見陳述において主張している審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

(1) 犯罪捜査報償費は不正支出されており、不正支出隠蔽を目的とする非開示処分は、違法・無効である。

警察の不正経理はつとに指摘されてきたことであり、警視庁銃器対策課の捜査費架空支出をはじめ、北海道警察における報償費不正支出、静岡県警におけるカラ出張、福岡県警における捜査費不正支出疑惑、高知県警における捜査費不正支出疑惑、京都府警の捜査旅費不正支出疑惑、岐阜県警の犯罪捜査費不正支出疑惑、愛媛県警の不正支出疑惑、宮城県警におけ

る裏金作りの内部告発と警察の不正経理疑惑が次々に明らかとなってきた。不正支出の内部告発者が行った法廷証言からも、犯罪捜査報償費が架空かつ不正な支出であることは明らかである。北海道警にあることは、宮城県警にもあり、宮城県警にあることは他の自治体の警察にも従って山形県警にも確実にあるのである。

本件非開示処分は、本件犯罪捜査報償費の支出が架空かつ不正な支出を隠蔽するという情報公開条例が是認する非開示処分の本来の目的以外の目的のために行われたものであり、山形県情報公開条例第6条の非開示事由の該当性を検討するまでもなく、違法である。

警察本部少年課及び交通指導課の平成12年度と平成15年度の捜査報償費の支出の状況を比較すると平成15年度の支出額及び支出件数は平成12年度から激減していること、及び、平成12年度の支出傾向を見ると秋以降の特定の月から支出件数が大幅に減少することは、不正経理を疑わせるものである。

(2) 本件処分は条例の非開示事由には該当しない。

公務員の公務情報は個人情報ではなく、条例6条1項2号に該当しない。また、本件対象公文書に記載された犯罪捜査報償費の支出は、その全部が違法な目的外支出であり、架空の支出であって、非開示とされた情報については、「行政文書に記載されている行為が適法であること」という実質秘性の要件がなく、それを公開しても何らの害悪も生じえないことから、いわゆる公共安全情報（条例6条1項4号）に該当しない。「現金出納簿」の場合で言えば「摘要」欄を除いて公開されたとしても、犯罪捜査に支障が生じるとも思われず、その程度の公開は当然と判断されるべきである。「報償費総括表」については非開示とされた部分全て、「報償費支出伺」、「支払精算書」、「報償費交付書兼支払精算書」、「支払精算報告書」、「支払伝票及び立替払報告書」については犯罪の捜査に関わる情報である「交付事由」が記載されている場合を除き、条例6条1項2号該当の個人識別情報以外の情報は、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられないため、開示されて当然である。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書及び口頭意見陳述において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

##### 1 本件公文書について

捜査活動報償費は、犯罪の捜査過程において必要となる経費で、特に緊急を要し、又は秘密を要するため、概括的な資金前渡により取扱っている。その会計経理については、警察本部長を取扱責任者とし、各所属の所要見込み額を合算して山形県財務規則に定める支出命令が行われ、現金が支出される。各所属に対しては警察本部の担当課長等、警察署長を取扱者

として所要額の概算で現金が交付され、個別の必要に応じて取扱者から捜査員に概算で現金が交付され、所要の支払い後に精算される。捜査活動報償費のうち、日常の捜査活動において使用する少額多頻度の経費である捜査諸雑費については、取扱者から中間交付者を経て捜査員に交付・精算される。

本件公文書のうち、現金出納簿は、各所属における捜査活動報償費の受入と支払の明細を発生順に記載している帳簿であり、受入及び支払の年月日、金額、差引残額、月分計額及び累計額のほか、支払の理由である事件名、捜査員の官職、氏名が記載されている。

本件開示請求に係る捜査活動報償費の支出証拠書類としては、個別の執行の過程で作成される報償費支出伺、支払精算書、報償費交付書兼支払精算書、支払伝票に添付された領収書等が、各月毎に表紙及び報償費総括表を付して整理されており、さらに、年度毎に各所属から現金の残額を返納する際の決議書及び資金前渡職員の領収書がある。

審査請求人は、捜査活動報償費の支出はその全部が違法な目的外支出であり、条例の不開示事由の該当性も認められないと主張するが、本件公文書は捜査活動報償費として適法に執行された経費に関する公文書であり、条例の規定に照らして開示、不開示を判断し、本件処分を行ったものである。

## 2 不開示情報の該当性について

### (1) 条例第6条第1項第2号該当性について

本件公文書に記載された警部補又は警部補相当職以下の階級にある警察職員の氏名及び印影については、山形県情報公開条例施行規則第5条の規定により、条例第6条第1項第2号口において「規則で定める警察職員の氏名に関する情報」に該当するため、公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる情報であるが、同号本文に該当し、不開示とされるものである。

本件公文書のうち支出証拠書類（添付書類を含む。）に記載された捜査活動報償費の支払先である情報提供者等の住所、氏名、印影その他特定の個人が識別され得る部分については、個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは他の情報と照合することにより識別され得るものであり、条例第6条第1項第2号本文に該当する。

### (2) 条例第6条第1項第4号該当性について

ア 本件公文書のうち、現金出納簿に記載された取扱者における捜査活動報償費の差引残高並びに支払合計額及び差引残高合計額、取扱者における職員への捜査活動報償費の交付年月日、交付を受けた職員の階級、氏名、交付事由、支払金額及び差引残高に係る情報は、犯罪捜査活動の実態を反映したものであるところ、これらの情報が開示されれば、捜査活動報償費の交付等の状況が判明するが、この結果、捜査活動報償費の交付状況から、捜査活動等の活発さや進展状況等を推察することが可能であり、更には、事件発生や事件が伏在している可能性のある事案の報道等の情報、及び被疑者等の事件関係者が持つ自らが関係した事件等

の具体的内容の情報を比較・分析することにより、高い精度で捜査活動等の活発さや進展状況等を推察されるおそれがある。例えば、特定の所属や担当部門が、どの時期にどのような犯罪捜査を行っているといったことを推察することが可能であり、報道等の情報と組み合わせることにより、犯罪の発生地域や犯罪の種別までも推察することが可能となり、被疑者等の事件関係者が逃亡や証拠隠滅等の対抗措置を講じるなど、犯罪捜査等に支障が生じるおそれがあり、条例第6条第1項第4号に該当する。

イ 本件公文書のうち、報償費総括表の本月受入額、本月支払額、残額及び前月より繰越額は原則として開示している。しかし、これらの金額の記載のうち、開示することとした場合に個別の執行に係る支払金額が明らかとなる部分については、当該情報が公になれば、情報提供者等に対する謝礼の多寡が知られることにより、情報提供者等との協力関係に悪影響を及ぼし、今後の捜査協力が得られなくなるおそれ等がある。

また、報償費総括表の前月末未精算額を本月精算した結果返納額又は追給額( )及び本月概算交付し翌月に精算した結果の返納額( )又は追給額は、捜査活動が深夜に及んだときや遠方で行われたときなど、当該月に精算できず、翌月に精算した金額が記載される。これらの情報が公になれば、月末から翌月当初にわたっての活動状況が明らかとなり、事件発生や事件が伏在している可能性のある事案の報道等の情報、及び被疑者等の事件関係者が持つ自らが関係した事件等の具体的内容の情報を比較・分析することにより、特定所属の捜査活動等の進展状況等の動向を推察することが可能となり、被疑者等の事件関係者が逃亡や証拠隠滅等の対抗措置を講じるなど、犯罪捜査等に支障が生じるおそれがあることから、条例第6条第1項第4号に該当する。

ウ 本件公文書のうち、報償費支出伺、支払精算書、報償費交付書兼支払精算書及び支払伝票に添付された領収書等には、捜査活動報償費の個別執行に関する具体的支払内容、支払年月日、支払先や支払金額等の情報が記載されている。捜査活動報償費に係る情報は、捜査活動を費用面から表すものであり、個別の執行に関する情報それ自体が捜査に関する情報であるばかりではなく、これを事件毎に一連のものとして捉えれば、事件毎の捜査体制、捜査方針、捜査手法及び捜査の進展状況等を反映する情報となる。これらの情報を開示すると、支出の対象となった事件捜査に係る情報が明らかとなり、さらに事件発生や事件が伏在している可能性のある事案の報道等の情報、及び被疑者等の事件関係者が持つ自らが関係した事件等の具体的内容の情報を比較・分析することにより、当該事件捜査活動を推察することが可能となり、被疑者等の事件関係者が逃亡、証拠隠滅、又は更なる犯罪等を図るおそれがあり、犯罪捜査等に支障を及ぼすおそれがある。

また、捜査活動報償費に係る情報は、事件毎の捜査体制、捜査方針、捜査手法及び捜査の進展状況等を反映する情報となることから、このような情報の収集により、事件が発生した場合に警察がどのような方針をとり、どのように捜査を進めていったのかといった分析があ

る程度可能となる。このような分析がどの程度可能であるかはケースバイケースであろうが、事件に関する報道から得られる情報や事件関係者が独自に調査した情報又は事件関係者のみが得られる各種情報と照合、分析することにより、かなりの精度で捜査活動の動向を推察することができるケースも否定できない。

一度開示された情報は何人の手にも渡り得るうえ、分析の意図を有する者が同じ開示請求をした場合であっても、同じ内容の開示等決定を行うこととなるのであり、公共安全維持情報への該当性の判断はこれらを前提として行う必要がある。以上から、公文書開示・不開示の決定の時点で現に捜査継続中の事件以外の事件に関する情報であったとしても、開示をすることにより、警察の捜査手法等の分析が可能となり、ひいては、将来において分析された捜査手法等を逆手にとった犯罪を敢行するなどのおそれもあることから、条例第6条第1項第4号の公共安全維持情報に該当すると判断した。なお、本件公文書に記載された捜査員及び情報提供者等の情報については、条例第6条第1項第2号の個人に関する情報に該当する情報も含めて、同時に条例第6条第1項第4号の公共安全維持情報に該当していると判断したものである。

### 3 部分開示について

条例第5条第3項の規定は、1件の公文書に複数の情報が記載されている場合に、それらの情報のうち不開示情報に該当する情報があるときは、当該情報とそれ以外の情報とを容易に分離できる場合に部分開示することを義務付けていると解され、不開示情報に該当する独立した一体的な情報を更に細分化して、その一部を不開示としその余の部分を開示することを実施機関に義務付けているものではない。

したがって、捜査活動報償費の個々の支払毎に、その年月日、金額、支払事由等が一体となった独立した1個の情報を構成した不開示情報が記載された文書について、記載されている不開示情報を細分化し、その一部を開示する義務はないと考える。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件開示請求に係る文書について

本件開示請求に係る文書は、平成12年度予算に属する報償費のうち、少年課及び交通指導課において捜査活動報償費として支出された経費に係る財務会計帳票及び支出の証拠書類である文書である。

### 2 本件処分の対象となった公文書について

本件処分の対象となった公文書は、捜査活動報償費の支出について少年課及び交通指導課

が保有している会計帳簿である現金出納簿及びそれぞれの所属で執行された捜査活動報償費の支出証拠書類である。

現金出納簿は、警察本部会計課で現金として支出された捜査活動報償費について、配分された各所属において、その経理の状況を時系列的に記載したものであり、少年課、交通指導課それぞれの課長が捜査活動報償費の取扱者として記録している文書である。

次に、支出証拠書類であるが、捜査活動報償費については、各所属において各月毎に個別の支出に係る証拠書類が整理されており、以下に掲げる文書で構成されている。

- ア 表紙
- イ 報償費総括表
- ウ 報償費支出伺
- エ 支払精算書
- オ 報償費交付書兼支払精算書
- カ 支払伝票
- キ 返納決議書
- ク 返納決議書に添付された領収書

このうち、アは各月の証拠書類であることを示す表紙、イは各月における受払い及び当該月末における精算の状況を記載した文書である。ウからカまでは、捜査活動報償費の個別の執行に関する文書であって、捜査活動報償費取扱者から捜査員への現金の交付又は捜査員から取扱者への精算の報告及び残額の返納の際に作成される文書であり、交付又は返納が中間交付者を経由する場合に用いられる文書を含んでいる。キは、出納閉鎖期において、その所属に配分された捜査活動報償費の残額の返納を決議する文書であり、クは警察本部会計課長が発した領収書で、各所属から現金が資金前渡職員に返納されたことを示す文書である。

なお、本件処分においては、開示をしない部分として「報償費支出伺、支払精算書、報償費交付書兼支払精算書、支払精算報告書、支払伝票及び立替払報告書の全部」が掲げられているが、このうち支払精算報告書及び立替払報告書については、実際は作成されていない。

### 3 本件事案の審査について

審査請求人は、犯罪捜査報償費は不正支出されており、不正支出隠蔽を目的とする非開示処分は、違法・無効である旨を主張しているが、当審査会は支出が適正であるか否かを審査する機関ではないことから、本件事案に係る当審査会の審査については、本件公文書に現に記載されている情報の開示、不開示の決定が適切なものであるのか検討を行った。審査に際しては、審査請求人及び実施機関から意見を聴取したほか、2回にわたり山形県警察本部で実施機関から説明を聴取し、対象公文書の確認を行って、審査の適正を期したところである。

#### 4 条例第6条第1項第2号該当性について

##### (1) 警察職員の氏名に関する情報について

審査請求人は、公務員の公務に関する情報は、個人情報ではなく、条例第6条第1項第2号に該当しないと主張しており、本件処分において条例第6条第1項第2号の個人に関する情報として不開示とされた情報のうち、まず、警察職員に関する情報について検討する。公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職、氏名等の情報は、条例第6条第1項第2号口の規定により、同号本文に定める不開示情報である個人に関する情報から除外されるが、同号口の括弧書きは、「(開示をすることにより、当該公務員等の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがある場合の当該氏名に関する情報及びそのおそれがあるものとして規則で定める警察職員の氏名に関する情報を除く。)」と規定しており、規則で定める警察職員の氏名に関する情報については、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる場合であっても、同号本文に規定する不開示情報から除外されないことが明らかである。

山形県情報公開条例施行規則第5条第1項は、「条例第6条第1項第2号口に規定する規則で定める警察職員は、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある者とする。」と規定しているところ、本件処分において個人に関する情報に該当するとして不開示とされた警察職員の氏名及び印影の情報については、「(警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある者に限る。)」とされ、条例第6条第1項第2号口括弧書きの「規則で定める警察職員」に該当すると認められる。

また、当該氏名及び印影の情報は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であって、条例第6条第1項第2号本文に該当すると認められることから、これらの情報に関する実施機関の不開示の判断は妥当である。

##### (2) 警察職員以外の個人に関する情報について

次に、捜査協力者等の住所、氏名その他特定の個人が識別され得る部分について検討する。本件処分の対象となった公文書のうち、捜査活動報償費の個別の執行に係る支払精算書及び支払伝票には、具体的な捜査活動報償費の執行の内容に応じて、捜査協力者名が記載されていたり、捜査に関わる飲食、手土産等を提供した業者名が記載されており、精算に際してこれらの者から徴した領収書が添付されているものが含まれている。実施機関は、これらの公文書全体を不開示と決定し、捜査協力者等の住所、氏名その他特定の個人が識別され得る部分については、条例第6条第1項第2号に該当するとしたが、このうち事業を営む個人に関する情報、慣行として公にされている法人等の代表者等の情報及び(1)の警察職員に係る氏名及び印影以外の捜査協力者等の住所、氏名その他特定の個人が識別され得る部分については、条例第6条第1項第2号本文に定める個人に関する情報に該当すると認められる。



## 5 条例第6条第1項第4号該当性について

条例第6条第1項第4号該当性については、「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるに足りる相当の理由がある情報」という条例の規定に鑑み、公共安全維持情報に該当するとして不開示と決定された情報が開示された場合に公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれに関して、警察本部長がそのようなおそれがあると認める理由の合理性について審査を行ったものである。

以下、実施機関が条例第6条第1項第4号に規定する公共安全維持情報に該当するとした情報について、その該当性を文書の種類毎に検討する。

### (1) 現金出納簿について

現金出納簿に関して、実施機関は、各所属毎に作成されている現金出納簿における捜査活動報償費の受払いに関する記載のうち、4月分から3月分までの各月分の現金の受入に関する受入月日、科目・摘要及び収入金額、各月の受入金額、支払金額の合計に関する科目・摘要及び金額、その月までの受入金額、支払金額の累計に関する科目・摘要、金額及び差引残高、各頁冒頭に前葉越高として記載されている収入金額、各頁末尾に追次締高として記載されている収入金額、資金前渡職員への返納に関する返納月日、科目・摘要及び金額、並びに、これらの情報が明らかになれば算出可能となる金額について、個別の支払に関する金額が判別される場合を除いて開示し、その余の、個別の捜査員への交付、捜査員が精算した結果に伴う捜査員から取扱者への返納等の個別の執行に関する記載内容については各欄の記載を不開示としている。

本件処分によって不開示とされた捜査活動報償費の個別の執行に関する情報については、担当する具体的な事件名等、個別の事件捜査と密接に関連することが認められる情報に加え、個別の捜査員の捜査活動報償費の執行の状況がわかる交付や精算の月日、金額等の情報が含まれており、その金額の多寡や記載事項の多寡といった情報は、少年課又は交通指導課における捜査活動の活発さをある程度反映する情報であり、このような情報が開示されると、両所属における捜査活動をある程度調査、分析することが可能となることが認められる。少年課又は交通指導課など各所属において取扱う事件がそれぞれ性質が異なることを考慮すれば、実際の犯罪を行った者や特定の事件の関係者のみが保有する情報と照合した場合に、捜査活動の進展状況を推察させる可能性は否定できず、また、個別の支払に関する金額が明らかになった場合に情報提供者等との協力関係に悪影響を及ぼすおそれも全くないとは言えない。

以上から、現金出納簿に記載されている不開示とされた情報が開示された場合には、捜査活動に支障を及ぼす可能性は否定できないことから、実施機関の判断には相当の理由があると認められ、不開示は妥当と判断する。

### (2) 報償費総括表について

報償費総括表に関して、実施機関は、前月より繰越額、本月受入額、本月支払額及び残額の各欄の金額については、個別の執行に関する金額が判別される場合を除いて開示し、前月末未精算額を本月精算した結果返納額又は追給額( )欄の金額については4月分のみ開示し、本月概算交付し翌月に精算した結果の返納額( )又は追給額の金額についてはどの月も不開示としている。前月より繰越額、本月支払額及び残額の各欄の金額については、その前後の月の記載状況や、現金出納簿の記載等と照合することにより、執行状況はある程度予測され得るものであるが、個別の支払に関する金額が明らかになった場合に、具体的な謝礼の金額が知られることにより情報提供者等との協力関係に悪影響を及ぼし、捜査活動に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の主張について、その可能性は否定できない。

5月分以降の前月末未精算額を本月精算した結果返納額又は追給額( )欄の金額及び本月概算交付し翌月に精算した結果の返納額( )又は追給額の金額については、いずれも当該月に精算できず翌月に精算された金額が記載されており、月末から翌月初めにかけての捜査活動が行われた結果、捜査活動報償費がさらに必要とされたのか、あるいは不要となったのかが明らかとなることから、特定の所属の特定の時期における捜査活動の状況のある程度反映した情報であることが認められる。こうした情報と、事件の報道や事件関係者のみが知り得る情報とを照合し、分析することにより、捜査の活動の進展状況を推察させる可能性も否定できない。

以上から、報償費総括表の記載事項のうち、不開示とされた金額に関する情報については、開示された場合に公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の判断は不合理とはいえないと認められ、不開示は妥当と判断する。

### (3) 報償費支出伺、支払精算書、報償費交付書兼支払精算書及び支払伝票について

報償費支出伺、支払精算書、報償費交付書兼支払精算書及び支払伝票については、実施機関は、その全てを不開示としている。

これらの公文書には、捜査活動報償費の支出に関する支払の内容、支払年月日、支払先、支払金額等の捜査活動報償費の個別の執行の内容に関する情報が記載されており、捜査活動がどのように行われているかについて費用の面から具体的に表している情報となる。個々の公文書が個々の捜査活動に関わる情報であるばかりではなく、これを特定の事件毎に一連のものにとらえたり、各所属毎に一連のものにとらえることで、特定の事件の捜査の進展状況、あるいは犯罪捜査の体制や方針、手法等といった捜査に関連する各種情報を反映した情報として、調査、分析が可能となるものと認められる。こうした情報が明らかになることによつて、被疑者の逃亡や証拠隠滅や更なる犯罪の企図に結びつく可能性は否定できないことから、これらの個別の捜査活動報償費の個別の執行の内容に関する情報を不開示とする実施機関の判断は合理的であると認められ、不開示は妥当と判断する。

なお、報償費支出伺、支払精算書及び報償費交付書兼支払精算書には、各所属における所

属長の決裁又は確認及び出納簿登記の欄へ所属長らの押印に係る情報が記載されているが、これらの情報については、支払の内容等の捜査活動報償費の個別の執行の内容を示す情報ではないことから、この部分のみを見れば不開示情報には該当しないとも考えられるが、これらの情報が開示された場合、各所属における捜査活動報償費の個別の執行に係る件数が明らかとなり、各所属の捜査活動の活発さを表すことから、他の情報と照合することによって捜査活動等に支障を及ぼすおそれを完全に否定することはできない。これらの情報は記載されている公文書の捜査活動報償費の個別の執行の内容の記載及び他の捜査活動報償費の個別の執行に関する公文書に記載されている情報と一体となって特定の事件や特定の所属に係る一連の捜査活動の実態を反映する情報を形成しており、その一連の情報が公共安全維持情報に該当していると考えられることから、これらの公文書に含まれる所属長の決裁等の欄の記載に係る情報について不開示とすることは違法とはいえない。

## 6 不存在である公文書について

支払精算報告書及び立替払報告書については、捜査活動報償費の支出に関して作成される場合があり得るものであるが、平成12年度においては作成されなかったものであり、実施機関は、作成されているか否かその存否を明らかにしないという意図から、開示をする公文書の件名にこれらの文書名を掲げながら、その全部を開示しないと決定していたものである。

仮に支払精算報告書及び立替払報告書の存否を明らかにしないのであれば、一部開示決定通知書において、当該文書についてはその存否を明らかにするものではない旨を示すべきであるが、本件事案の場合、当該文書について他の捜査活動報償費の支出に係る文書と区別してその存否を明らかにしない合理的な理由は認められないことから、本来は開示をする公文書の件名欄に支払精算報告書及び立替払報告書を記載しない形で通知が行われるべきであったと認められる。

しかしながら、本件処分に係る決定通知の有り様が実質的に開示又は不開示の内容に影響を与えるものではないことから、直ちに本件処分が違法であるとするまでには至らないと考える。今後、公文書の開示、不開示に係る決定を行う際に適切な通知が行われるよう遺漏なきを期せられたい。

## 7 結論

以上の事実及び理由により、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は別記のとおりである。

別 記

年 月 日	処 理 内 容
平成17年 3月11日	諮問庁から諮問を受けた。
平成17年 4月11日	諮問庁から公文書一部開示決定に係る理由説明書を受理した。
平成17年 4月26日	異議申立人から意見書を受理した。
平成17年 5月17日 (第31回審査会)	事案の審議を行った。
平成17年 6月24日 (第32回審査会)	実施機関から対象公文書に関する説明を聴取した。 事案の審議を行った。
平成17年 7月 1日 (第33回審査会)	異議申立人から意見を聴取した。 実施機関から意見を聴取した。 事案の審議を行った。
平成17年 8月24日 (第34回審査会)	事案の審議を行った。
平成17年 9月27日 (第35回審査会)	事案の審議を行った。
平成17年11月 8日 (第36回審査会)	事案の審議を行った。
平成18年 1月20日 (第37回審査会)	実施機関から対象公文書に関する説明を聴取した。 事案の審議を行った。
平成18年 2月16日 (第38回審査会)	事案の審議を行った。

山形県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
水 上 進	弁護士	会長
北 野 通 世	山形大学人文学部教授	会長職務代理者
伊 藤 三 之	弁護士	
岡 寄 邦 子	人権擁護委員	
鈴 木 多喜子	しなのめ観光タクシー会長	